

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	揖斐川町 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

揖斐川町長は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

揖斐川町長

公表日

令和7年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種対象者を把握し、接種勧奨と予防接種を実施するとともに、健康被害への対応、情報(接種履歴等)の管理、統計資料の作成等の事務を行う。</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①町内に住所を有する者に対し、予防接種の実施</p> <p>②予防接種を受けた者が疾病、障がい状態又は死亡となった場合の給付支給の請求書受理とその審査、応答</p> <p>③予防接種を受けた者又はその保護者から実費徴収</p> <p>④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p> <p>⑤新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務</p> <p>・新型コロナウイルス感染症予防接種のうち、特例臨時接種に係る接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の14、126の項及び番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、27、28、29、153の項 (情報提供) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部健康福祉課 揖斐川保健センター
②所属長の役職名	揖斐川保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部政策広報課デジタル推進室 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

住民福祉部健康福祉課 揖斐川保健センター
〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方165番地1 電話0585-23-1511

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部健康増進課長 林 千恵美	住民福祉部健康増進課長	事後	
	I-1-②事務の概要	・予防接種法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤新型インフルエンザ等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	事後	
	I-3-法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び主務省令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2	事後	
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16-2、17、18、19の項及び主務省令第13条	番号法第19条第7号 別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項及び主務省令第13条、59条の2	事前	
	I-5-①部署	住民福祉部健康増進課	住民福祉部健康福祉課	事後	
	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部健康増進課長	住民福祉部健康福祉課長	事後	
	I-7-請求先	総務部総務課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111	総務部総務防災課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話0585-22-2111	事後	
	I-8-連絡先	住民福祉部健康増進課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地1 電話0585-22-2511	住民福祉部健康福祉課 〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地1 電話0585-22-2511	事後	
令和3年5月17日	I-1-②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～ ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を以下のとおり行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録の登録・管理、他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	
	I-1-③システム名称	健康管理システム・中間サーバー	健康管理システム・中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
	I-3-法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項及び主務省令第13条、59条の2	(情報照会) ・番号法第19条7号、別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和3年6月11日	I-1-②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～ ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を以下のとおり行う。 ①～省略～ ②～省略～	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～ ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を以下のとおり行う。 ①～省略～ ②～省略～ ③予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
	I-3-法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号利用法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
	I-4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条7号、別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2、16-3、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2	(情報照会) ・番号利用法第19条8号、別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供) ・番号利用法第19条第8号、別表第二の16-2、16-3、115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2	事前	
	I-7-請求先	総務部総務防災課	総務部総務課	事後	
令和5年3月6日	I-5-①部署	住民福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課 揖斐川保健センター	事後	
令和5年3月6日	I-5-②所属長の役職名	住民福祉部健康福祉課長	揖斐川保健センター所長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月6日	I-7-請求先	総務部総務課	総務部政策広報課デジタル推進室	事後	
令和5年3月6日	I-8-連絡先	住民福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課揖斐川保健センター	事後	
令和7年3月18日	I-1-②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～ ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を以下のとおり行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録の登録・管理、他市区町村への接種記録の照会・提供 ③予防接種実施後の、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、以下省略 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～省略～ ②～省略～ ③～省略～ ④～省略～ ⑤～省略～ ・新型コロナウイルス感染症予防接種のうち、特例臨時接種に係る接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付事務を行う。 	事後	
令和7年3月18日	I-1-③システム名称	健康管理システム・中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム・中間サーバー	事後	
令和7年3月18日	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表第一の10・93の2の項及び主務省令第10条、67条の2 ・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表の14、126の項及び番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2 	事後	
令和7年3月18日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> (情報照会) ・番号利用法第19条第8号、別表第二の16-2、17、18、19、115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (情報提供) ・番号利用法第19条第8号、別表第二の16-2、16-3、115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 	<ul style="list-style-type: none"> (情報照会) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、27、28、29、153の項 (情報提供) ・番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25、26、153、154の項 	事後	